

上尾市告示第206号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

当該書類は、市長が行政経営部納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。

なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年6月22日

上尾市長 畠山 稔

- |   |                  |                          |
|---|------------------|--------------------------|
| 1 | 書類を送達する根拠法令      | 国税徴収法第54条第1項             |
| 2 | 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | F A N Z H E X U A N 范 哲瑄 |
| 3 | 課税台帳に記載されている住所   | 埼玉県上尾市大字瓦葺               |